

和歌山県団体旅行誘致支援事業補助金
～貸切バス・ジャンボタクシーで周遊する団体旅行に対する補助金交付を実施します～

助成対象事業者：受注型企画旅行または募集型企画旅行を実施する**旅行会社**

(1) 貸切バス

助成額	1ツアーあたり 5万円
助成限度額	1営業所あたり5ツアーまで(最大25万円)

(2) ジャンボタクシー

助成額	1ツアーあたり 3万円
助成限度額	1営業所あたり3ツアーまで(最大9万円)

※(1)は、県内市町村が実施するバス助成との併用可能

助成要件



以下の①～⑥をすべて満たすツアーであること

①貸切バスもしくはジャンボタクシー等を利用した団体旅行で、1団体の旅行者数が**5名以上**(ドライバー・添乗員及びバスガイド等を除く)

②**日本国内**を発着地とする団体であること(海外旅行者を対象としたツアーは除きます)

航空機や鉄道などを移動手段に含むツアーにおいて、滞在期間中に和歌山県内の貸切バス・ジャンボタクシー等を利用する場合を含む

(例) 往復行程とも、JR等交通機関利用を含むバス等のツアー・白浜空港発着の航空便を利用し、県内の貸切バス等利用のツアー等

③和歌山県内で**1泊以上**宿泊する1泊2日以上のツアーであること

④旅行実施期間が助成対象期間(**令和7年4月13日～令和8年2月28日**)であること(貸切バス等利用日基準)

⑤旅行商品のチラシや文書などに「**聖地リゾート!和歌山**」の名称・ロゴマークの記載等を行うこと

⑥**県市町営の有料施設、指定の県内有料施設、体験メニュー(ほんまもん体験)、大阪・関西万博への立ち寄りのいずれか1つ以上の利用を組み込んだ商品**であること

(例)

- 県内有料施設の利用(別添一覧のとおり):例)アドベンチャーワールド、黒潮市場等夕食、宿泊施設以外で入館料もしくは利用料金が必要な施設の利用(昼食利用施設含む)
- 体験メニュー:和歌山県観光連盟HPの「ほんまもん体験」に掲載のある体験フルーツ狩り、熊野川舟下り、シーカヤック等



申請方法

<交付申請期間> **令和7年4月1日(火)から令和8年2月18日(火)まで**

<申請方法> 原則として、補助事業実施の**10日前まで**に、旅行商品催行支援事業補助金交付申請書(様式第1号)を提出

<実績報告> 補助事業完了後、20日以内に、補助金実績報告書(様式第5号)を提出

<注意事項>

- 同一催行日・同一行程で、複数台のバスが使用される場合も、**バスの台数ではなく、全体で1ツアーとして助成**
- **営業所が異なる場合は、営業所ごとに、補助限度額を適用する**
- 交付申請書到着順に受付し、予算の範囲内で交付決定を行う
- 教育旅行や合宿、コンベンション(大会、会議学会、セミナー、シンポジウム等)は除く



まずはお気軽にお問い合わせください!

要綱・申請書様式等はこちらから→



和歌山県公式観光サイト「事業者のみなさまへ」サイトに掲載しています。

担当: (公社)和歌山県観光連盟 米田(ヨネダ)
TEL: 073-422-4631 FAX: 073-432-8313
E-mail: yoneda.akio@wakayama-kanko.or.jp